

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要で、

▽対象 次の①②の要件をいずれも満たす人。

①離職時点65歳未満

②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている。

※雇用保険受給資格者に記載されている離職年月日と離職理由コードを確認します。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や、失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

(例)平成28年3月31日から29年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成29年度までの保険料と離職月の翌月から平成30年7月までの高額療養費負担限度額等

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減は終了となります。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1.1倍に世帯の医療費自己負担限度額を加算した額の1.1倍以内②その他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

◆問い合わせ 国保医療課

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者

も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

保険料は納期内に納付を!

皆さんに納付していただいた保険料で、各保険制度は成り立っています。保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに安心して受診し、必要な治療が受けられる大切な財源です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に、忘れず納付してください。

納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金が増加されます。



安心・確実な方法で

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または保険料収納課でお願いします。

◆問い合わせ 保険料収納課

口座振替が便利

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎた場合は、督促状が送付され、徴収権限が「京都府地方税機構」に移ります。

市税取扱金融機関か納税課で振替申し込みを、口座振替の申し込みは、市

固定資産税(第3期分)の納期限は10月2日(月)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎた場合は、督促状が送付され、徴収権限が「京都府地方税機構」に移ります。

市税取扱金融機関か納税課で振替申し込みを、口座振替の申し込みは、市

◆問い合わせ 納税課

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当です。

■減額の要件

▽住宅と居住者 新築した日から10年以上を経過した床面積50㎡以上の住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人が居住する(改修工事が完了した翌年1月1日現在)②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がいのある人

▽改修工事 平成30年3月31日までに、次の①②③のバリアフリー改修工事を行い、補助金等を除く自己負担金が50万円を超える工事。①廊下の拡張②階段のこう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

■手続き 改修工事完了後3カ月以内に

工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。(必要に応じて現地確認を実施)。

※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と本人確認を行いますので、番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(免許証やパスポートなど)を持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。

なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

※既にこの減額を受けた場合は、住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用されません。また、工事内容によって、他の制度を利用できることもありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ 課税課

市内の一斉清掃に参加を!



24日(日)は「まちかどのごみ」ゼロの日

9月24日(日)を「まちかどのごみ」ゼロの日として、道路や公園の一斉清掃を実施します。ご協力いただける人は午前9時、活動しやすい服装で①または②の清掃(集合)場所にお集まりください。軍手やごみ袋は用意します。

▽清掃(集合)場所 ①八幡市駅前と放生川の周辺(さざなみ公園に集合)②さくら近隣公園と松花堂周辺(さくら近隣公園ボケットパークに集合)

※雨天の場合は10月1日(日)に延期します。

◆問い合わせ 環境業務課

【橋本駅南】交差点の形状が変更

9月1日(金)から

工事のため、通行止めになっていた枚方市道の一部が近隣の商業施設オープンに向けて通行可能となり、【橋本駅南】交差点がT字交差点から十字交差点に変わります。通行の際はご注意ください。

なお、今回通行可能となる区間(約200m)より先(楠葉方面)は、引き続き工事のため、自動車の進入はできません。

◆問い合わせ 都市整備課



自転車保険の加入が義務化されます

一般利用者は平成30年4月1日から

京都府では、近年の自転車事故の高額賠償事例などを受け、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」が改正され、自転車保険の加入が義務付けられました。

■時期

●自転車利用事業者、自転車貸出事業者 平成29年10月1日～

●一般利用者 平成30年4月1日～

詳細については、府ホームページまたは自転車保険専用ホームページ、同専用コールセンターへ。

◆問い合わせ きょうと自転車保険専用コールセンター(☎0570-001-382)

※午前9時～午後6時、土日祝および年末年始を除く。通話料がかかります。

自転車専用道 バイクや自動車の走行禁止

府道京都八幡木津自転車道線(通称：サイクリングロード)は、自転車・歩行者専用道路です。バイクや自動車(一部、農耕車<許可車>は除く)は走行できません。

自転車は、安全なスピードで走行し、歩行者優先にご協力ください。

◆問い合わせ 京都府山城北土木事務所(☎0774-62-0714)